

平成20年度 第11回練馬区介護保険運営協議会 会議要録

1 日時	平成20年7月28日（月） 午後3時から5時まで
2 場所	練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
3 出席者	（委員 19名）冷水会長、足立会長代理、岩月委員、小川委員、護守委員、堀田委員、目崎委員、山口委員、小池委員、辻委員、大村委員、中川委員、増田委員、吉川委員、海老根委員、尾方委員、永野委員、中村委員、福井委員 （区幹事 12名）福祉部長、地域福祉課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、在宅支援課長、大泉総合福祉事務所長、地域医療課長 ほかに事務局5名
4 傍聴者	4名
5 議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅療養支援診療所・有床診療所について 2 第4期介護保険事業計画に関することについて（諮問事項） <ol style="list-style-type: none"> (1) 検討課題に対する委員の意見・課題等およびまとめについて <ul style="list-style-type: none"> ○人材確保について (2) 第4期（平成21～23年度）介護保険事業計画における地域包括支援センターの方向性について (3) 第4期（平成21～23年度）介護保険事業計画における地域密着型サービスの拠点の整備の方向性について 3 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成19年度 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 活動報告について (2) 介護保険について（6月末現在） (3) 今後の日程 平成20年8月27日（水）庁議室 午後3時30分～5時30分 ・第4期介護保険事業計画策定に向けた中間答申（案）について
6 配布資料	<p>当日配布資料</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 資料1 在宅療養支援診療所について (2) 資料1-2 区内在宅療養支援診療所一覧 (3) 資料1-3 在宅医療の取組（「東京都保健医療計画」より抜粋） (4) 資料2 有床診療所一覧 (5) 資料3 検討課題に対する委員の意見・課題等およびまとめ ○人材確保について (6) 資料4 こんにちは 地域包括支援センターです！（パンフレット） (7) 資料5 第4期（平成21～23年度）介護保険事業計画における練馬区地域包括支援センターの方向性について (8) 資料6 介護保険 地域密着型サービス利用ガイド（パンフレット） (9) 資料7 第4期（平成21～23年度）介護保険事業計画における練馬区地域密着型サービス拠点の整備の方向性について

	<p>(10) 資料 8 平成19年度 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 活動報告書</p> <p>(11) 資料 9 介護保険について (6月末現在)</p> <p>(12) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 座席表 ・ 練馬区介護保険運営協議会委員名簿
7 事務局	<p>練馬区健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課計画係</p> <p>TEL 03-3993-1111 (代表)</p>

■ 会議の概要

(会長)

第11回練馬区介護保険運営協議会を開催する。
委員の出席状況および傍聴の状況をお願いする。

(事務局)

【委員の出席状況および傍聴の状況】

(会長)

委員の交代があったので紹介をお願いする。

(高齢社会課長)

上野委員の退任により、大村委員が就任された。委嘱状の交付を行う。

(福祉部長)

【委嘱状の交付】

(委員)

【自己紹介】

(会長)

配布資料の確認をお願いする。

(事務局)

【配布資料の確認】

1 在宅療養支援診療所・有床診療所について

(会長)

前回質問のあった在宅療養支援診療所と有床診療所について説明をお願いする。

(地域医療課長)

【資料1、資料1-2、資料1-3、資料2に基づき、在宅療養支援診療所・有床診療所について説明】

(会長)

在宅療養支援診療所も含めて地域医療について理解をしておいてほしい。

(委員)

医療と介護で区分けがされているが、在宅生活をしている要介護認定者の中には胃ろうカテーテルを使っていたり、喀痰吸引が必要なため、介護保険施設や、短期入所生活介護を利用できない方が増えてきている。医療施設である有床診療所や病院などでの、要介護認定者への医療ショートステイの必要性が高まっているということを伝えたい。

(会長)

非常に重要な問題であり、今後の介護保険施設、居宅サービスのあり方について考えなければならないことである。

2 第4期介護保険事業計画に関することについて（諮問事項）

(1) 検討課題に対する委員の意見・課題等およびまとめについて

○ 人材確保について

(会長)

人材確保についての説明をお願いします。

(高齢者社会対策課長)

【資料3に基づき、検討課題に対する委員の意見・課題等およびまとめについて説明】

(会長)

項目3のその他の1にある、事業所の運営にあたっては区からの補助金の支援が必要とあるが、事業所の運営というのはどういう意味か。研修費の補助という意味か。

(高齢社会対策課長)

運営費の補助ということで意見が出されていたと記憶している。

(会長)

介護報酬以外にも区から補助をすることができるのか。

(高齢者社会対策課長)

委員意見をまとめたものなので、実現が難しいものや合意に至らないものもあるかもしれない。

(委員)

小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスは、特に経営が厳しいという話が出ていたので、それをまとめられたと思っていたが。

(会長)

地域密着型サービスについては、区市町村で単独の補助ができる。それを意味しているのか。

(高齢社会対策課長)

そうである。

(委員)

まとめについて、意見などあれば出していただきたい。

(会長)

専門以外の研修会というのは何か。

(高齢者社会対策課長)

古武道を使った講習をとという意見があった。古武道と限定せずに専門以外とまとめさせていただいた。

(委員)

周知に関する事で、職員の募集についてとあるが、他の自治体では区がリードして就職フェアをしているところがあると聞いている。そうしたことも盛り込んでいただけないか。

(高齢社会対策課長)

特定の業種だけ就職フェアを行政が開催するというのは問題がある。しかし、人材確保は介護サービスの質を維持するために重要な課題なので、検討していきたいと考えている。

現在出ている意見には具体的なものが少ないので、就職フェアと意見を出していただいて結構だと思っている。

(会長)

他区で行なわれている就職フェアは、社会福祉協議会が主催して区がバックアップしているのか。

(委員)

世田谷区で社会福祉事業団が運営し、世田谷区福祉人材育成・研修センターで就職説明会をしている。練馬区で就職フェアをすると、事業所間で人材の取り合いになる可能性もある。特に訪問看護事業者の登録が少なく、一人の利用者に対して、2、3事業所に依頼しないと派遣が間に合わないという実態が出ている。人の取り合いどころではなく、支援そのものが成立しない状況である。できれば人材確保については行政にリードしていただく時ではないかと思っている。

(会長)

社会福祉事業団は、区がバックアップしているのでやりやすいのではないかと。例えば、社会福祉協議会や社会福祉事業団などをバックアップする形で就職フェアなどを開催することは可能なのではないかと。中間答申の中に盛り込んでも良いのではないかと。

(委員)

人材について「賃金について、区側からも援助してほしい」という意見があるが、他区ではヘルパーの賃金に補助を出していると新聞で読んだことがある。賃金だけでなく、若い人が働きやすいように住居費や寮など、優遇を考えてもいいのではないかと。練馬区としては補助をはできるのか。

(介護保険課長)

千代田区は人材確保、職員の定着のため職員の手当を補助している。千代田区の特長として、事業所の近くに住まいを確保しなければならない場合に居住費が高いため、直接的な補助に踏みきらざるをえなかったと聞いている。練馬区の場合は、事業所の経営が苦しいと聞いている。区としても何らかの対策を考えていきたい。

(会長)

賃金や住居費の補助などに、できるだけ積極的に取り組んでほしいという内容は盛り込んでも良いのではないかと。

(委員)

項目2のまとめに、介護の仕事の魅力を区民に周知するとあるが、人が集まらない理由というのは魅力や、やりがいを感じないからだと思う。区では、魅力や、やりがいをどのように定義し、どう広報するかが重要である。区報で広報すると言っても、人材としてほしい人に伝わっていない部分が多い。魅力や、やりがいをきちんと示したものを、区はどのように広報していくのか。

(会長)

介護の仕事の魅力を区報等で伝えるのは難しいと思う。講演会・シンポジウムを開催し、介護現場で働いている方に直接語っていただくほうが伝わるのではないかと。

（高齢社会対策課長）

介護人材の確保については一筋縄ではいかない。一つは、労働環境を改善する必要がある。現在置かれている、福利厚生、賃金などを確認し、スキルアップについても考えなければならない。例えば、福祉関係の職種を養成する学部、学校を志願する学生が減っているということを考えると、小中学生のうちから介護職の魅力について話をしていかなければならないと思う。委員の方々の意見には、そういった思いがこもっていると考えている。区として介護職の魅力を語れと言われても現場で従事していないため上手に説明できない。事業者の方の意見を聞いて、生かしていくしかないと考えている。

（会長）

介護保険関係の方に、魅力ある仕事、職場ということ若い人にどのように訴えていくか、お話いただければと思う。

（委員）

ヘルパーの場合、多くの方は非常勤で登録制となっていて常勤ではない。そうすると、若い人達が選ぶ職業としては、生活が不安定になる居宅介護サービス事業所より介護保険施設を選ぶことになる。また、訪問介護の場合、生活援助と身体介護があるが、現在、生活援助についてはケアプランの中で減らされてきているので、身体介護しかなく仕事が少なくなっている。

（会長）

具体的に魅力ある仕事と訴えるにはどうしたらよいか。

（委員）

訪問介護事業者である。ヘルパーの収入は若い人の生活を支えるにはとても見合わない。やはり夫の収入を中心とした主婦層などで、余った時間を仕事にあてることができる人しか雇うことができない状況にある。介護保険施設も同様だと思うが、子どもができ、学校に行くようになると、家族を養っていくには収入が低く、生計を維持していけないという話も聞いている。本当は常勤で働いてほしいが、常勤でも一般の仕事のアルバイトより給料が安いという現状である。

人材の確保、定着を考えると、収入が一番重要だと思う。高齢者の介護は本当にやりがいがある仕事であり、社会的な存在価値のある専門職だと自負している。今続けていられる方も同様だと思う。

（会長）

やりがいのある仕事だが、条件が整っていないことが困難である。

（委員）

職場で困ったときの相談など、聞いてくれる場所も体制も整っていない中で、賃金も安い、疲れて文句があってもどこにも言えないのでは人材確保は難しい。職場環境も一つの原因だと思うので、賃金プラス職場環境についても考えていただきたい。

（会長）

各施設でも相談体制をとっているところもある。職場の人間関係などで悩んでも、それを受けとめてもらえず、賃金も低い、ストレスも多いで、辞めていく人がいる。人事管理を整え、職場の中だけでなく第三者による相談対応もできるような体制が必要である。介

介護保険は利用者本位というが、介護職員が疲れきっているのは、良質なサービスは受けられない。そのためにも人材確保への支援を手厚くする必要がある。

(2) 第4期（平成21～23年度）介護保険事業計画における練馬区地域包括支援センターの方向性について

（会長）

地域包括支援センター運営協議会で話し合われた内容がまとまったので、報告していただくので、質問や意見を受けたいと思う。

（在宅支援課長）

【資料4、資料5に基づき、第4期（平成21～23年度）介護保険事業計画における練馬区地域包括支援センターの方向性について説明】

（会長）

地域包括支援センターは平成18年より開設された。多機能な役割をしているため、わかりにくいかもしれないが、何か意見はあるか。

地域包括支援センターの開設により在宅介護支援センターを再編した自治体が多い。練馬区の場合は、パンフレットに在宅介護支援センター併設という言葉が使われているがどうしてか。

（在宅支援課長）

厚生労働省の指針に、地域包括支援センターを在宅介護支援センターに委託することができるので、練馬区では支所については在宅支援センターに委託をした。

（委員）

資料4の4、5ページの地域包括支援センター・同支所一覧と最後に載っている地域包括支援センター一覧の区分が違うのは何故か。

（在宅支援課長）

資料4の4、5ページでは石神井町や大泉町などは丁目で分かれているが、総合福祉事務所の管轄については、民生委員の関係もあるので、郵便番号ごとに決めているので簡単に区分を変えることはできない。

（委員）

表記が違うので、どちらの包括支援センター、支所に行けばいいかがわからない。

（大泉総合福祉事務所長）

4ページと最後のページの違いについては、在宅介護支援センターの設置の整理時に4ページのような管轄区域の体制をとった。例えば、大泉総合福祉事務所管轄にある大泉支所エリアの大泉町、三原台、高野台地域は、本来であれば大泉福祉事務所の管轄ではなく、石神井総合福祉事務所の管轄だが、第3期介護保険事業計画では支所のエリアを暫定的に現状のように整理させていただいた。区域割りの違いがあることについては、行政側も十分承知している。

（在宅支援課長）

4ページの色分けは区民にはわかりづらいので、改訂版をつくる際には配慮する。

(委員)

資料5の2の(1)①本所については、主任介護支援専門員は区職員で有資格者がいないため、当面は非常勤の主任介護支援専門員を各所1名採用するという記述がある。この話を介護支援専門員仲間で話をしたところ、区には職員がいないのでやむを得ないと思う反面、体制的にきちんと機能していくのか現場サイドとしては大きな不安がある。現在、主任介護支援専門員として働いている4名の方は地域の事情に詳しい方なので、きちんと機能している状況だと思う。新たに配置する非常勤の主任介護支援専門員は正職員ではないので活動に制限があると伺っている。週に4日くらいしか勤務しないとすると、土曜日、日曜日や時間外はどうなるのか心配である。私たちが期待する介護保険制度の要となる地域包括支援センター本所が適切に運営できるか不安である。

今後、区に有資格者がいないため、人材の育成を進めるということだが、5年たったらず主任介護支援専門員が生まれるのか。本所でのケアプラン作成業務では、予防給付のことは分かっても、介護給付についてはあまり分からないのではないかとすると、主任介護支援専門員として仕事ができるかどうか不安である。職員の人材育成も含めて、具体的なものを提示していただかないと、形だけつくったのでは誤解を生みかねない。

(会長)

今は案として出ているが、区として長期的にこの体制でやっていけるのかと現場は不安を感じている。

(在宅支援課長)

資料5の別紙のA案は、人材確保の問題を除けば一番良い運営体制ではないかと考えている。区の職員で資格を持っている者がいれば中心になって仕事にあたることもできるが、現段階では仕方がないと思っている。

(会長)

それだけ重要な主任介護支援専門員であるのに、どうして非常勤として雇うのか。

(在宅支援課長)

一番よいのは正規職員だと思うが、様々な問題を抱えており、現段階では非常勤の採用以外選択肢がない。

(会長)

本所は重要な介護拠点なので、何とか練馬区としても正規職員の採用をお願いしたい。

(委員)

地域包括支援センターのパンフレットはどこに置いて、どう配布されているのか。

(在宅支援課長)

地域包括支援センター本所、支所に置いてあり、相談に来られた方に渡している。また、介護予防フェスティバルなどのイベントで紹介し、会場にパンフレットを置くこともある。それ以外に介護保険課、在宅支援課にも置いてある。しかし、パンフレットを置いてあるだけでは地域包括支援センターの知名度を高めることができないので区報などで周知をしているが、まだ、知名度は低いように思われる。

(委員)

4ページに地域包括支援センターの開設時間があるが、土曜日、日曜日はどうしている

のか。支所の場合は日曜日にも実際は稼働しているところもある。年中無休とすると連絡が入り誰も休めなくなってしまうと思うが、地域包括支援センターは年中開設するということとはできないのか。

(在宅支援課長)

開設時間については地域包括支援センター運営協議会でも意見があった。しかし、一番の課題として地域包括支援センター本所の運営体制をどうするか、次に地域包括支援センターを区民に幅広く知ってもらうための周知方法について、その次に開設時間についてである。不便だという声が出れば、検討しなければならない。現状では人材の確保が難しい状況なので、このままの体制でやりたいと考えている。

(委員)

例えば、医療機関の場合、休日急患診療所や休日当番医療を一年を通して実施している。地域包括支援センターも何か方法を考えないと、みなさん利用してください、でも日曜日は休みですと言うのは不親切だと思う。

(大泉総合福祉事務所長)

現在、土曜日と日曜日は、本所は休みだが、緊急の場合は大泉特別養護老人ホームに電話が回るようになっている。そこから各地域包括支援センター職員に連絡が入り必要な対応が取れるようになっている。

(委員)

介護保険サービス事業所は、年中無休でしているところがたくさんある。5月の連休や正月休みなどでも相談の電話が入る。大泉特別養護老人ホームに電話しても施設長が対応できないこともある。地域包括支援センターの職員に土曜日、日曜日にも出勤していただきたいこともあるが、非常勤職員になった時に、土曜日、日曜日に対応できるのか。また、平日でも夜間は電話が繋がらないなど不便を感じている。ケアマネジャーは大体18時過ぎに事業所に帰ってきてから、各事業所と連絡をとりあい、不明な点があれば地域包括支援センターに確認している。お互いに連携しながら、支えあう体制を作ってほしい。

(会長代理)

パンフレットを作成しても、地域包括支援センターに置いてあるだけでは意味がない。知らないから利用できないのであるから、出来るだけ多くの場所で配布してほしい。高齢者のみの世帯、もしくは、せめてひとりぐらしの方にはパンフレットの個別配布をお願いしたい。困ったときにどこにいけば相談できるのかを高齢者に知らせていただきたいし、高齢者のみの世帯は場合によってはひとりぐらしになってしまう。

(在宅支援課長)

地域包括支援センターにだけ置いているわけではない。町会の回覧板などで知らせたり、見守り訪問事業でひとりぐらしの方に届けたりしている。また、民生委員と協働してパンフレット配布している。今後の課題であるが、各医療機関に置いていただけるように検討している。

(会長代理)

個別配布というのは考えていないのか。

(在宅支援課長)

区ではひとりぐらし高齢者の実態調査をしているので、地域のことは把握している。必要な方には個別に配るようになっている。

(会長代理)

必要な方に配るといふより、必要かどうかわからない方に事前に配っておくということが本来の周知なのではないか。

(在宅支援課長)

必要な方というのは閉じこもりがちで区報や新聞も読まないひとりぐらしの方になる。

また、パンフレットだけではわかりにくいので、訪問してフォローや相談ができる人が必要になるかと思う。ひとりぐらし高齢者等が対象の火災報知機の設置も民生委員に頼んでいるので、それも含めて考えたいと思う。

(委員)

区民健康診査の案内を送付する際に、65歳以上の方にはパンフレットを送っていただけるようにすれば、少なくとも国民健康保険加入者には届けられる。

(委員)

自主サークルであるが、介護保険利用者などが何人か集まって月例会をしている。その時に紹介していただくと、親しみがもてると思うのだが、可能か。

(大泉総合福祉事務所長)

そう言った申し出や希望があるときは、本所に相談していただければ、本所もしくは支所の職員が都合をあわせて説明に伺う体制をとっている。

(3) 第4期(平成21~23年度)介護保険事業計画における地域密着型サービスの拠点の整備の方向性について

(介護保険課長)

【資料6、資料7に基づき、第4期(平成21~23年度)介護保険事業計画における地域密着型サービスの拠点の整備の方向性について説明】

(会長)

23区内の整備状況と比べてどうなのか。

(介護保険課長)

小規模多機能型居宅介護については、人口に対してこれだけの数を整備しているところはない。

(会長)

小規模多機能型居宅介護は土地の確保等が難しく、また介護報酬も低い。そのため区の独自補助をしても良いということになっている。

地域密着型サービスの整備計画の方向性として地域密着型サービス運営委員会から示されたもので、基本的にはこの方向で介護保険運営協議会が引き継ぐということで良いのか。

(高齢社会対策課長)

地域密着型サービス運営委員会できりまとめた意見については尊重していただいて、この委員会で認めるか認めないか検討していただきたい。

(会長)

さきほどの地域包括支援センターについても詳細に検討するべきなのだが、時間がないために個別に疑問や意見を出してもらい付け加えるような形をとりたい。

区の介護保険事業計画の中には、数値を出していくのか。

(介護保険課長)

まず、事業量がどのくらいあるのか、日常圏域にいくつの事業所を整備していくのか、第3期の計画をふまえて検討していく。数値等についてはこれからである。

(会長)

小規模多機能型居宅介護は、他の区では1箇所というところも多い。しかし、夜間対応型訪問介護が1箇所というのはどうだろうか。

(介護保険課長)

夜間にオペレーターが待機していかなければならない。そのための人件費がとてもかかる。現在事業を行っているところは大手なので大丈夫だが、小さいところでは経営努力をしても難しい。新規参入というのは、よほどの大手でないと難しいと考えている。

(会長)

介護報酬などの制度上の大きな問題がある。

3 その他

(1) 報告書（平成19年度練馬区保健福祉サービス苦情調整委員活動報告）について

(地域福祉課長)

【資料8に基づき、報告書（平成19年度練馬区保健福祉サービス苦情調整委員活動報告）について報告】

(2) 介護保険について（6月末現在）

(介護保険課長)

【資料9に基づき、介護保険について（6月末現在）説明】

(3) 今後の日程

(事務局)

平成20年8月27日（水）庁議室 午後3時30分～5時30分

- ・第4期介護保険事業計画策定に向けた中間答申（案）について